

令和 5 年 5 月 25 日

荷主関係団体各位

東京労働局
東京運輸支局

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組
について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

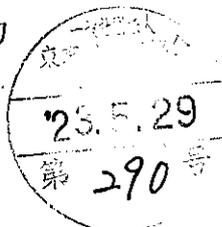
自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、東京運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、東京労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できますよう、別添リーフレットを御活用いただき、会員企業等に対し、長時間の荷待ちを発生させないこと等についての御理解・御協力に向けた周知啓発に御助力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害の防止のため、荷主等による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮につきましても、併せて、御協力をお願い申し上げます。



荷主・元請運送事業者の皆様へ

長時間の荷待ちの改善に向けて、
ご理解とご協力をお願いします！



トラック運送事業者とも
相談し、ぜひ前向きに検
討をお願いします！

積極的に取り組ん
で行きましょう!!



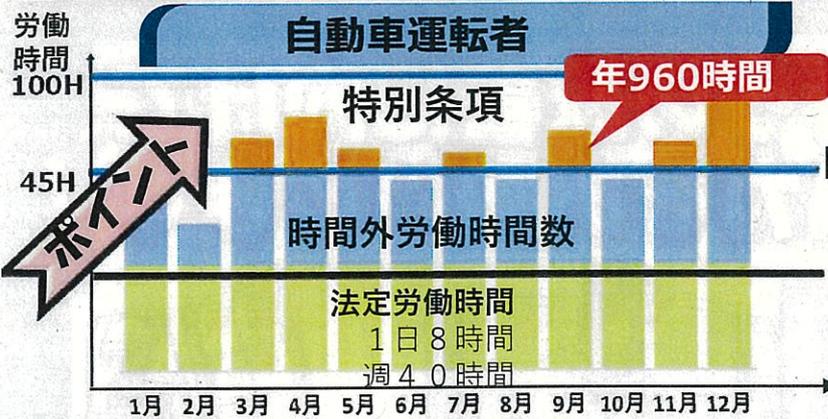
STOP! 長時間の荷待ち

- ☞ 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- ☞ 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。
恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、裏面の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。



東京労働局・労働基準監督署（支署）・公共職業安定所

時間外労働の上限規制の内容



【原則】 月 45 時間
年間 360 時間

【特別条項】（臨時的な特別な事情の場合）

- ① 特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、年間960時間
- ② 特別条項の回数制限の適用なし

※ その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、令和6年4月1日以降、労働基準法の時間外労働の上限規制とともに改善基準告示を遵守していただく必要があります。

○1年、1か月の拘束時間

【原則】：1年間の総拘束時間**3,300**時間以内、1か月 **284**時間以内

【例外】：労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）

1年：**3,400**時間以内、1か月：**310**時間以内（年6か月まで）。

① **284**時間超は連続**3**か月まで、②1か月の時間外・休日労働時間数が**100**時間未満となるよう努める

○1日の拘束時間 **13**時間以内（上限**15**時間、**14**時間超は週**2**回までが目安）

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、**16**時間まで延長可（週**2**回まで）

○休息期間 継続**11**時間以上の与えるよう努めることを**基本**とし、**9**時間を下回らない。

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続**8**時間以上（週**2**回まで）

休息期間のいずれかが**9**時間を下回る場合は、運航終了後に継続**12**時間以上の休息期間を与える。

○分割休息特例（継続**9**時間の休息期間を与えることが困難な場合）

①分割休息は1回**3**時間以上、②休息期間の合計は**2**分割：**10**時間以上、**3**分割：**12**時間以上

③**3**分割が連続しないよう努める、④一定期間（**1**か月程度）における全勤務回数の**2**分の**1**分が限度



以下を含めた総合対策をお願いします！



安全衛生対策（労働基準監督署）

— 「荷役災害」「腰痛災害」「交通労働災害」防止対策—

- 「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷役災害防止対策
陸運事業者及び荷主等が連携して対策に取り組みましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策
作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策
管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。

※荷役作業による労働災害防止のため、荷主の皆様においても安全確保にご理解とご協力をお願いします。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



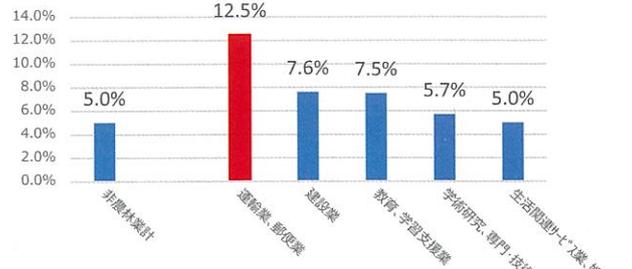
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

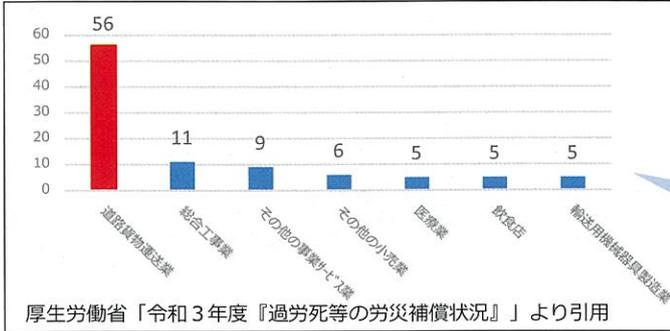
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



厚生労働省「令和3年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



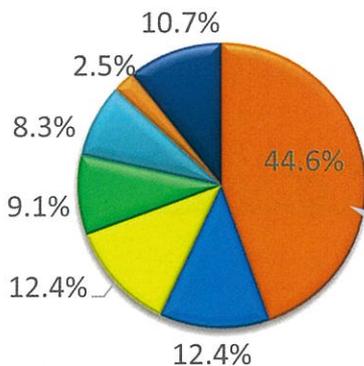
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「荷主」って誰のこと？



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、

荷物の受け取り手である着荷主も該当します。

また、**会社の規模**なども関係ありません。

皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにととても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、
何から手を付けたらいいの？

ドライバーの
運転時間に
限度があったの？

荷主の立場で
できる改善は？

荷待ち時間の削減を、
どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、
ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



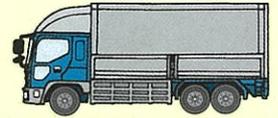
相談
無料

厚生労働省 令和4年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
Ministry of Health, Labour and Welfare

お問合せ先 受託者：株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚 2-4-5 調査会ビル TEL 03-3915-7221



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！



オンライン
相談

オンラインによる
ご相談

詳しいご相談を職場から
お気軽に！



コンサルタントの
訪問

労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ

トラック運転者の**長時間労働改善**に向けたポータルサイト

トラック運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト

いま、考えてみませんか？
**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

企業のみなさまへ | 国民のみなさまへ | セミナー

簡単自己診断
● 荷主のみなさま向け
● 運送事業者のみなさま向け

サクッと解決よろず相談
Q & A

情報いろいろ宝箱
● 荷主のみなさまへ
● 運送事業者のみなさまへ
「自主のための
働き方ポイント講座」を
公開しています。

簡単自己診断結果レポート
長時間労働の課題の解消をご案内いたします。

荷主どうしの連携に
係るコンテンツ

「働き方2019」の進展に
よるトラック運転者の労働
環境を改善しましょう
(2019.12.28)

リーフレット

ポータルサイトでは、こんな
情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」
問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと
トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サクッと解決 よろず相談」
トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」
トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、
取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツ
ール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・
写真で見るトラック運転者の仕事」「トラッ
ク運転者の生の声」
さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り
まとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル

